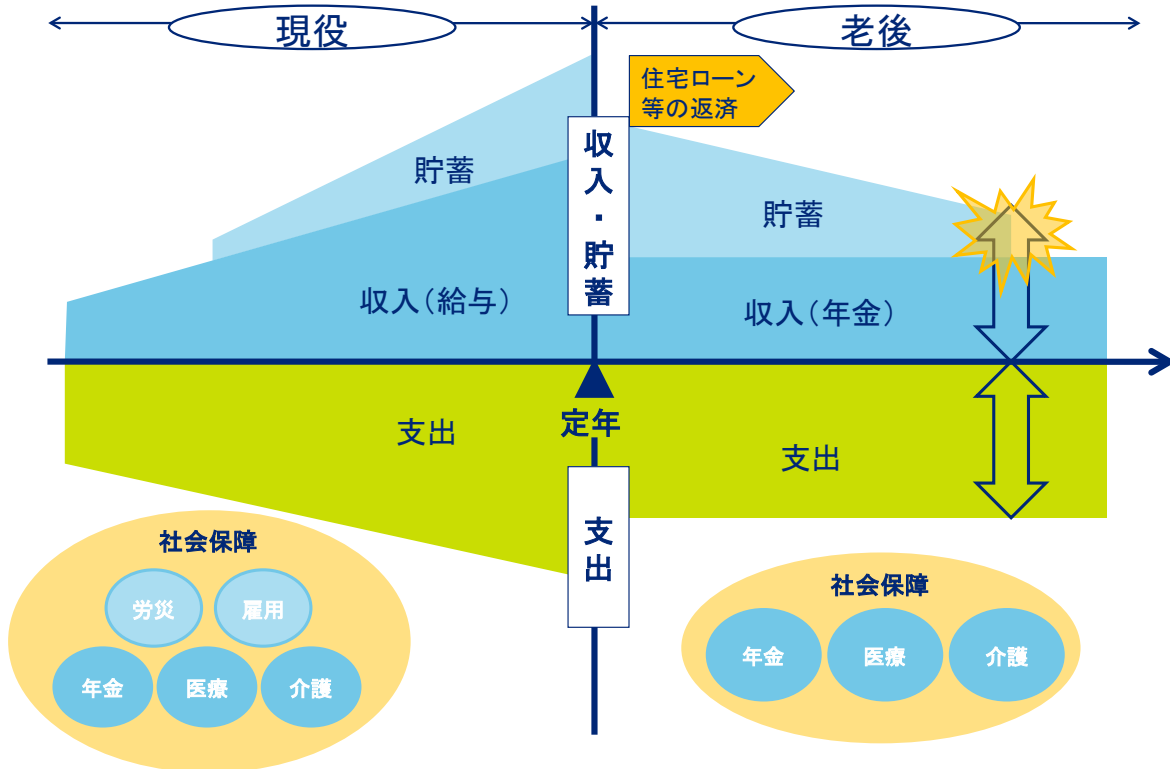


ライフプランと確定拠出年金（その1）・・・社会保障制度を知ろう

1. 現役と老後、どこが違うの？ 社会保障制度との関係

「現役」と「老後」の収支イメージ



上図は「現役」と「老後」の収入・貯蓄と支出を図式（イメージ）したものです。

現役時代は安定した収入で、経験・年齢を重ねるごとに増加していくのが一般的です。また、支出についても、年齢を重ねるごとに増加する傾向にあります（生活レベルのステップアップ、結婚、住宅取得、子供の教育費等）。

では、老後はどうでしょう？収入は主に「年金」になります。ただ、現役時代とは違って年齢を重ねても増加していきません。

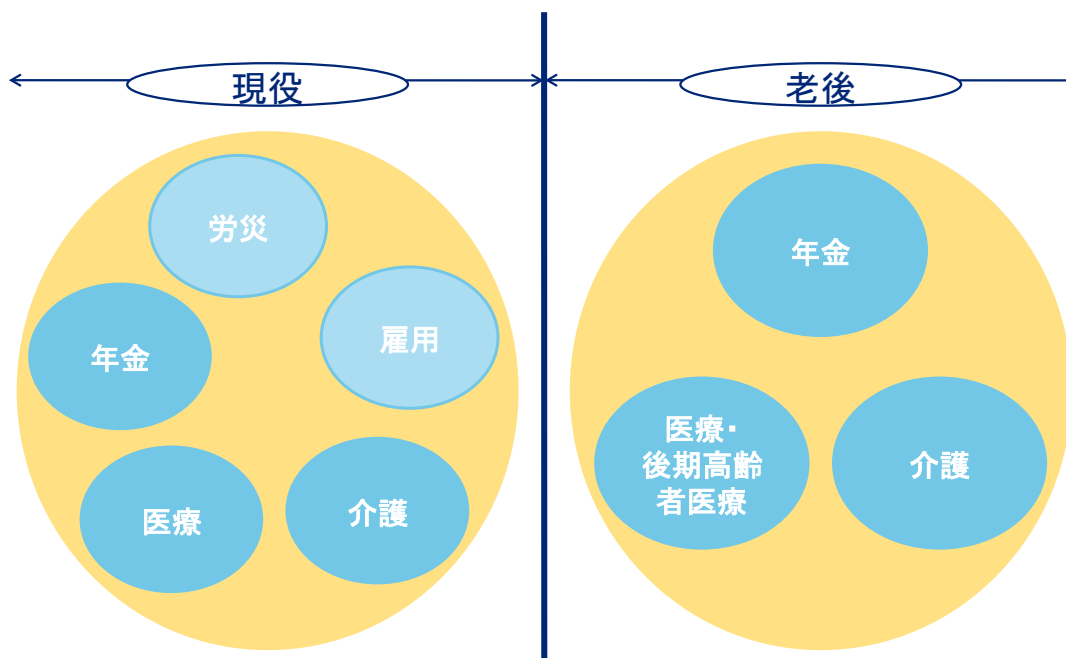
また、支出については（個人差はありますが）、生活レベルを極端に下げることができないので、収入以上の支出で一定化する傾向にあります。

そこで収入と支出のバランスを保つため、現役時代に積み上げた「貯蓄」を取り崩して生活していくのが一般的です。

また、現役と老後では国の「社会保障」も異なってきます。

2. 社会保障ってなに？

社会保険制度の内容



社会保障＝主として社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生及び医療・老人保健の5部門(社会保障制度審議会分類)に分れておりますが、上図ではこのうち「社会保険」のことを取り上げております。

「社会保障」とは病気や怪我、出産、障害、加齢、失業など生活上の問題において、貧困を予防して生活を安定させるために、国家などが所得移転によって所得を保障し、医療などの社会サービスを提供することです。

社会保障のうち「社会保険制度」は、おおきく分けて、現役時代で「5つ」・老後で「3つ」あります(上図)。

現役時代は「医療」「介護」「年金」「労災」「雇用」、老後は「医療」「介護」「年金」(後期高齢者医療含む)です。

また、社会保険制度の他、児童福祉制度(主に現役時代に該当するものとして育児休業・子の看護休暇・父親の育児休業取得促進子育て残業免除)、障害者福祉制度、生活保護保健医療と環境衛生制度(メタボやがん検診)などがあります。



3. 現役のときの社会保険制度って？

「現役」の社会保険制度

	どんな時に給付をもらえるの？	保険料負担は誰？
年金	<ul style="list-style-type: none">・老齢・病気や事故などで障害が残った時・死亡した時	本人、事業主
医療	<ul style="list-style-type: none">・業務外の事由により疾病、負傷、死亡、出産した時・被扶養者が疾病、負傷、死亡、出産した時	本人、事業主
介護	<ul style="list-style-type: none">・加齢に伴う疾病等により要介護状態になった時	本人、事業主
労災	<ul style="list-style-type: none">・業務上の事由もしくは通勤により疾病、負傷、傷害、死亡した時	全額事業主
雇用	<ul style="list-style-type: none">・失業した時・自ら職業に関する教育訓練を受けた時	本人、事業主

<保険料負担>

現役時代の社会保険制度は、主に「本人」と「事業主（会社）」の双方が保険料を負担しています（本人の給与から天引きして、事業主がまとめて納付します）。また、介護保険は40歳以上から納付義務が発生するとか、労災保険は事業主だけが負担する等、制度によって一部負担者が異なります。

皆さんは、生活していく上で発生するいろいろなリスクに備えて、毎月保険料を納付しているのです。

<給付>

給付は制度によって異なります（上図参照）。また、同じ制度でも給付内容等が違う場合（例えば雇用保険における離職理由）もあります。

<保険料>

保険料は制度毎に決められていますが、年度、都道府県や市町村、所管団体等によって異なります。ご自身で確認してみてください！

『毎月の給与明細を確認してみましょう』

厚生年金 xx,xxx 円、健康保険 xx,xxx 円・・・と給与から控除されていると思います。

4. 老後、社会保険制度はどうなるの？

「老後」の社会保険制度

	どんな時に給付をもらえるの？	保険料負担は誰？
年金	<ul style="list-style-type: none">・原則65歳から生計を支えるために支給される・病気や事故などで障害が残った時・死亡した時	—
医療	<ul style="list-style-type: none">・疾病、負傷、死亡した時・被扶養者が疾病、負傷、死亡、出産した時	本人
介護	<ul style="list-style-type: none">・加齢に伴う疾病等により要介護状態になった時	本人

<保険料負担>

老後の社会保険制度は、本人が保険料を負担します（年金から天引き、個別納付等）。現役時代は会社が行ってきた手続きを、老後は自分自身で行うこととなります。（年金はご自身の状況により保険料負担の有無があります）。

また、医療保険は 60 歳から 64 歳までは「社会保険の任意継続被保険者の被保険者」（社会保険制度の被保険者であって、原則 2 年間等）、65 歳から 74 歳までは「国民健康保険（市町村が運営）の被保険者」、75 歳以上は「後期高齢者医療制度」の対象となる等、年齢や状況によって加入する制度が異なってきます。

*障害の場合は上記と内容が異なります。また、上記は一般的な事例であり、全員一律のものではありません。

<給付>

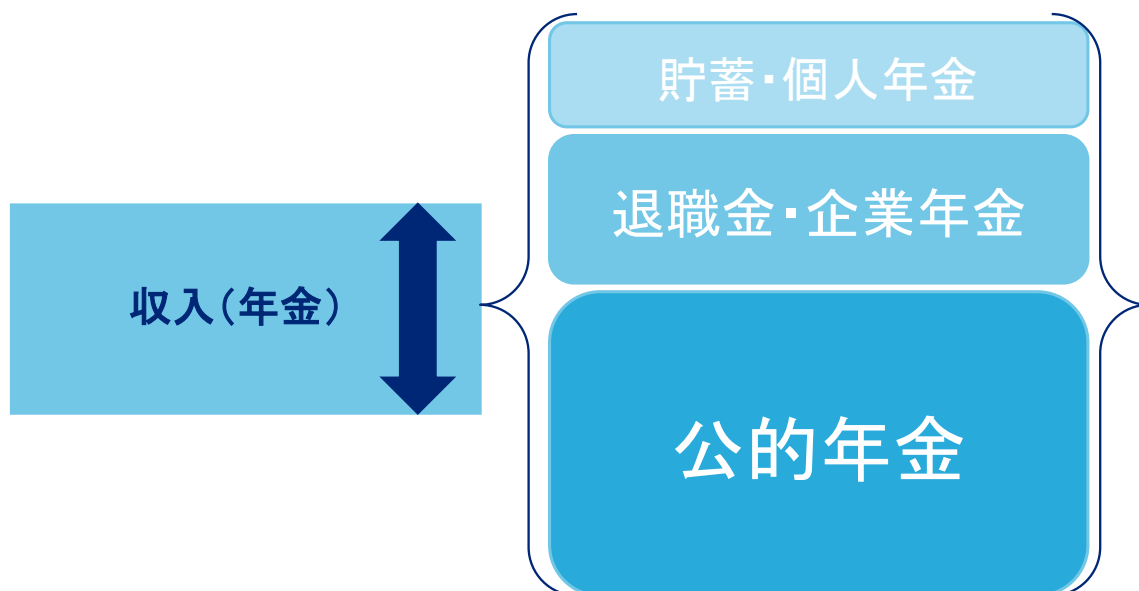
老後は年金が原則、支給されます（人によって時期や金額は異なります）。また、医療や介護は「現役」と同様ですが、当然に労災や雇用に関する給付はなくなります。

<保険料>

保険料は制度毎に決められていますが、年度、都道府県や市町村、所管団体等によって異なります。すなわち老後は、居住する地域によって保険料が変わってきます（所得割、均等割、平等割、上限額等・・・が地域毎に決められています）。

5. 老後の収入は公的年金だけ？

「老後」の収入構成



一般的に老後は「公的年金」が主な収入になります。その他、「退職金」や企業年金のある会社にお勤めの場合は「企業年金」があります。

複写 DC プランは企業年金にあたりますので、皆様は「公的年金+企業年金」が老後もらえることになります。加えて、現役時代に貯蓄等していれば更に安心です。

<豆知識…DC プランと公的年金>

DC プランとは確定拠出年金制度のことで、確定(Defined)した拠出(Contribution)の制度(Plan)の頭文字をとって DC プランと呼んでいます。確定拠出年金は法律に基づき実施される制度です。

DC プランは原則「60 歳」からの受け取れる年金制度です。このため、企業を 60 歳前に退職した場合は DC プランで積み立てたお金を「現金で受け取る」ことはできません。

また、公的年金は現在 65 歳(年齢によって 65 歳前に受け取れる場合あり)からの受け取りとなっていますので、企業の一般的な退職年齢である 60 歳から、公的年金が受け取れる 65 歳までの間の収入を補完する目的で、確定拠出年金が法制化されました。

確定拠出年金法第 1 条…(前略)国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

6. 公的年金に関する基本問題・・・老後生活資金の基本になります

「公的年金」⇒生活資金の基本

貯蓄・個人年金

退職金・企業年金



公的年金

「公的年金」に関する問題です

Q1 国民年金保険は満20歳以上は全員加入しなければならない？

Q2 厚生年金保険の支給開始年齢は満65歳から？

Q3 厚生年金保険の保険料は会社が全額負担している？

Q4 厚生年金保険の保険料は毎年上がる？

<答え>

A1=○ 老齢基礎年金といわれる部分で、1991年から「20歳以上」の国民は強制加入となっています。また、老齢基礎年金の受け取りが65歳からになったのもこの時です。更に65歳から受け取るには最低25年の加入期間が必要になります。

A2=○ ただし、昭和36年4月2日以前に生まれた男性は、報酬比例部分として一部厚生年金が受け取れます。ご自身でご確認ください。

A3=× 保険料負担は労使折半で納付します（4. 現役の社会保険制度参照）

A4=△ 平成16年から毎年0.35%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.30%（上限）になります。これは年収360万円の人であれば年間約6,300円の負担増が13年間続くといわれています。

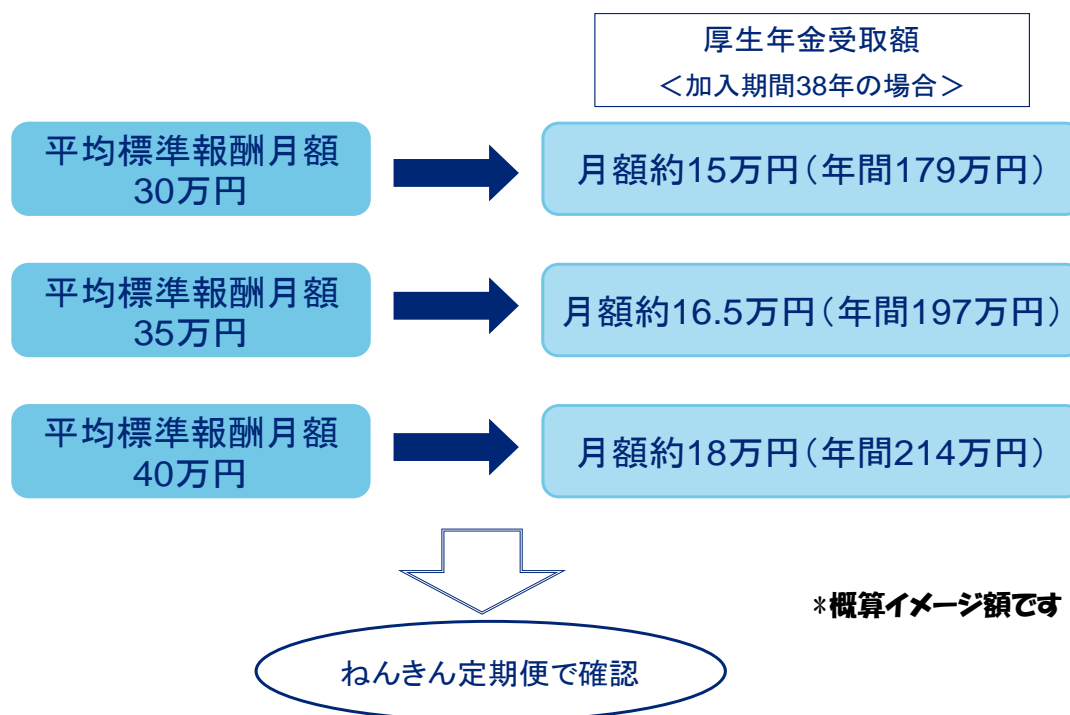
<豆知識・・・公的年金は自己申請>

年金を受け取るためには、自ら「裁定請求書」という資料を提出して、請求手続きをとる必要があります＝請求しなければ受け取ることができません。また、年金受給権(年金を受け取る権利)は、権利が発生したときから5年で時効になります。60歳で受け取れる年金を67歳で請求した場合、2年分が消滅してしまうこともあります。「公的年金は自分で請求」を覚えておいてください。

なお、複写基金に加入していた方は、該当年齢に達した時に「企業年金連合会」に連絡してください！

7. 公的年金の受け取り額ってどのくらい？

「公的年金」の受取額をイメージしてみましょう！



公的年金の受取額は人によって異なります。ずっと同じ会社に勤める続ける人、結婚や再就職する人、転職する人、独立開業するひと、十人十色ですので、その人の職歴や加入者の種類、期間等を各人毎に計算して給付します。

とはいえ、「大体どのくらい・・・」という額をイメージしていただく程度に、上図を掲載しておきます。

注) この表の額を確実に受け取れるものではありません。あくまでも概算イメージです。

<ねんきん定期便>

ねんきん定期便とは、平成21年4月より毎年1回、誕生月（1月生まれは前月）に日本年金機構から送付される【年金加入記録のお知らせ】です。

ねんきん定期便には、皆様の「年金加入期間」や「これまでの保険料納付額」等が記載されていますので、どのくらい受け取れるかを計算することができます。

<豆知識・・・年金定期便>

35歳・45歳・58歳(節目年齢)の誕生月に送付される「ねんきん定期便」は、内容が少し異なります。毎年案内される内容のほかに<年金加入履歴><すべての期間の月毎の標準報酬月額や保険料納付額>が記載されます。

また、50歳未満の人は「年金見込み額を自分で試算」しますが、50歳以上は「加入実績に応じた見込額」が記載されます。必ず開封して内容を確認しましょう！

8. DCプランに関する基本問題・・・老後生活資金の補完として位置づけられます

「退職金・企業年金」⇒生活資金の補完



「DCプラン」に関する問題です

Q1 DCプランは60歳から受取ることができる？

Q2 会社を中途退職してもDCプランから現金は支給されない？

Q3 複写DCプランの掛金は全額会社が負担している？

Q4 DCプランの運用益(利息等)には税金がかかる？

<答え>

A1=○ DCプランの受け取り開始年齢は60歳からです。

<豆知識・・・DCプランの加入期間>

DCプランで60歳から年金を受け取るためには、最低10年の加入者等期間が必要になります。

なお、加入者等期間が10年未満の場合は、受け取り年齢が繰り延べされます。

加入者等期間1ヶ月～2年未満＝65歳、2年～4年未満＝64歳、4年～6年未満＝63歳、6年～8年未満＝62歳、8年～10年未満＝61歳

A2=○ DCプランは途中で退職しても現金では支給されません。DCプランは退職金というよりも年金の性格が強いからです（公的年金が途中で現金を受け取ることができないのと似ています）。

なお、中途退職したときは自分自身で「資産を移換する」手続きを行う必要があります。

A3=○ 全額事業主が負担しています。複写DCプランは会社と従業員の同意のもとで実施され、会社が掛金を拠出しています。

A4=× DCプランの運用で得た利息や運用益には税金はかかりません。自分で銀行等に預金した場合に比べて、DCプランで預金したほうが利息が多いこととなります（税金分＋複利効果）。

9. DCプランの残高を確認したいのですが？

日本イパスター・ソリューション・アソシエーツ・テクノロジー（JIS&T）という会社＝記録関連運営管理機関が、毎年4月と10月に「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」（下記参照）を作成し、皆様にお渡しすることになっております（企業経由）。

必ず開封のうえ内容を確認してください。また、誕生月に送付される「ねんきん定期便」と合わせて、大切に保管しましょう。

作成日 2004.10.8
ページNo. 1 / 8

届出 太郎 様

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX-XXXXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社
事業所名 本社
所属名 △△△部
従業員番号 999999999999
mmd4DK1P0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX

確定拠出年金お取引状況のお知らせ

支 給 1234567
○○○確定拠出年金
○○○株式会社
○○○株式会社
届出 太郎 様
記録関連運営管理機関
JIS&T 日本イパスター・ソリューション・アソシエーツ株式会社

お問い合わせ先 XXXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2004年4月1日から2004年9月30日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等がございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

今回基準日 2004年9月30日 前回基準日 2004年3月31日

1. 今回基準日時点の年金資産状況

① 評価損益

年金資産評価額	② 運用金額	③ 評価損益
89,422円	41,718円	47,704円

④ 運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	⑤ 制度移行金額	⑥ 受換金額	⑦ 繰入金額・移換金額	⑧ 手数料
80,000円	100,000円	450,000円	587,862円	420円

⑧ 年金資産評価額の内訳 (上記5商品を個別表示し、それ以外の商品および特種資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品コード	商品名	割合	時価評価額
006	DC MMF	65%	58,000円
001	DC 投資信託	9%	8,222円
003	ワイドDC	8%	7,600円※
004	DC GIC	8%	7,600円※
002	DC 定期 1年	3%	3,000円
	その他商品合計	6%	5,000円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については満期まで保有した場合は金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

① 評価損益
年金資産評価額：基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額（時価評価額）と特種資金の合計額です。商品によっては売却時に係る解約手数料等を差し引いた額を使用しているため、時価評価額が元本を下回って表示される場合がありますのでご注意ください。商品別の時価評価額については次ページ以降をご参照ください。
特種資金：基準日時点で取引が完了していない資金等です。特種資金は年金資産評価額に含まれます。
運用金額：現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられている方は給付額を減算しています。
評価損益：基準日時点における年金資産全体の「運用利益（プラス）」又は「運用損失（マイナス）」を表示しています。
運用金額の内訳
掛金額(定時拠出)：現在の確定拠出年金制度に掛金として拠出された金額の累計です。
制度移行金額：企業年金制度又は退職手当制度（退職金制度）から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の累計です。
受換金額：転職等により、他の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。
繰入金額：給付金額は一時金および年金としてお受けいただいた金額（税込）の累計です。
移換金額：転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度に移された年金資産です。規約の定めにより事業主へ送られた掛金を含みます。
手数料：毎月の掛金額からあなた様が負担された事務費等の金額の累計です。
② 年金資産評価額の内訳
今回基準日時点の商品毎の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

JIS&T
mmd4DK1P0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX-XXXXXXXX
-ページヘッダー-

①今回基準日

当該日付時点を基準として本帳票を作成します。

②運用金額

運用金額は「掛金額(定時拠出)」+「制度移行金額」+「受換金額」-「給付金額・移換金額」-「手数料」で計算します。

③評価損益

基準日時点における年金資産全体での運用利益(プラス)または運用損失(マイナス)を表示しています。

④制度移行金額

確定拠出年金以外の企業年金制度および退職手当制度(退職金制度)で積み立てていた資産を確定拠出年金制度に移し換えた合計金額を表示しています。

⑤受換金額

転職等により、他の確定拠出年金制度および企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の金額の合計を表示しています。

⑥給付金額・移換金額

給付金額は一時金および年金として受け取られた金額を表示しています。移換金額は転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度に移される年金資産の金額を表示しています。(移換金額には事業主返還金額を含みます)

⑦手数料

毎月の掛金等から加入者が負担した事務費等の合計金額を表示しています。事業主負担分は含まれません。

⑧年金資産評価額の内訳

今回基準日時点の商品毎の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示していますので、合計が100%にならない場合があります。

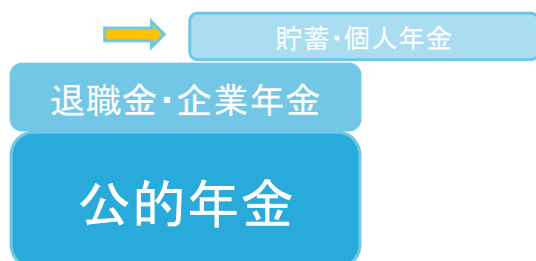
<豆知識・・・DCプランの手数料>

DCプランは、皆様の運用履歴や資産残高を長い間管理するため、一定の手数料がかかります。手数料は事業主が拠出した掛金の中から控除されますので、複写DCプランに加入している限りは、皆様が個人で負担することはありません(退職等により個人型に移換した場合は、個人で負担します)。

また、お取引状況のお知らせに「未納手数料:464円」が評価損益欄のマイナスとして記載される場合(元本確保型商品のみで運用している等)がありますが、このマイナス表示は、運用にかかる損ではなく、手数料が後取りとなるために(基準日の)未納手数料分としてマイナス表示されているだけです。

10. 貯蓄・個人年金に関する基本問題・・・老後生活をゆとりあるものにするため

「貯蓄・個人年金」⇒生活資金の補完とゆとりある生活のために



「貯蓄・個人年金」に関する問題です

Q1 毎月決まった額を貯蓄している？

Q2 銀行の定期預金や投資信託の利息・収益には税金がかかる？

Q3 退職金は確実にもらえるので、老後の心配は不要と思っている？

Q4 個人年金には所得控除がある？

<答え>

A1＝？ 答えは○ですか？×ですか？ もし×ならば、老後生活をゆたかにするため、会社の財形貯蓄や銀行の積立定期預金、積立型保険等・・・検討されてはいかがですか？

A2＝○ 預貯金の利子や公社債投資信託の収益分配金には、利子所得として一律20%課税されます（源泉分離課税）。

A3＝？ 退職金は会社が「長期勤続や功労に対する報償」として支給されるのが一般的です。ただし、制度の存続が前提です。

A4＝○ 個人年金保険は最大50,000円までの所得控除があります。

<豆知識・・・個人型DCプラン>

個人型DCプランとは、個人事業主や企業型DCプランに加入していた人が転職した場合等に加入できる(転職先にDCプランがない場合)制度です。個人型DCプランに加入＝個人で掛金を拠出した場合、その掛金全額が所得控除の対象となります(小規模企業共済等掛金控除)。

例:毎月10000円を個人型DCプランに個人で拠出＝年間120,000円の所得控除!

個人型DCプランの詳細については、複写連事務局までお問合せください。